

松愛会ハムクラブ局運用規則

第一条：運用規則制定の目的

松愛会ハムクラブ会員が枚方・HRDC 無線室でアマチュア無線業務を行う際、会員誰もが分かりやすく、気持ちよく使え、楽しく QRV できるように無線設備および無線室の環境を規定し、維持管理することを目的として定める。

第二条：無線設備および無線室の環境とは

無線機等のレイアウト、アンテナ側の同軸ケーブルと端子盤の結線、端子盤とリグの同軸ケーブルの結線を言う。

加えて、室内外の整理・整頓・清掃などを含める。

無線室の環境の詳細は別に定める『運用規則補則』で規定する。

第三条：運用対象者

松愛会ハムクラブ（SARC）会員とする。

但し、松愛会ハムクラブ会員（SARC）が使用しない時は、松下電器ハムクラブ（MARC）会員が使用することも認める。

第四条：運用の優先権

SARC 会員と MARC 会員の使用予定が重なった場合は、SARC 会員が使用することを原則優先する。

第五条：規則の遵守義務、および規則違反の措置

無線室を使用する者は、本運用規則（および別に定める運用規則補則）を誠実に遵守するものとする。

本運用規則(並び補則)に違反した者は以降の無線室使用を原則として許可しない。

第六条：運用の申込み、使用許可の手続き

無線室の使用を希望する者は、事前に申込みを行い、使用許可を取ることとする。

申込み、および使用許可の方法については『運用規則補則』で規定する。

第七条：各自の機材の持込み、結線について

（１）無線機の持込みについて

自分のリグ（その他付属装置）の持込み、使用することを認める。

但し、帰宅時に必ず持ち帰ること。

（２）パソコン等の持込みについて

パソコン、プリンタ等の持込み可とする。但し帰宅時に必ず持ち帰ること。

（３）持込みリグとアンテナの結線について

同軸端子盤表側の同軸ケーブルをはずし、同軸端子盤と自分のリグを同軸

ケーブルで接続し運用すること。
この接続用の同軸ケーブルは各自が持参すること。

第八条：運用に際しての禁止事項：

- (1) 無線室設置の無線機・電源装置等のレイアウト変更は厳禁とする。
- (2) アンテナ給電線と同軸端子盤裏側の接続をはずし、または接続を変更することは厳禁とする。
- (3) リグを持込み使用する場合は、無線室設置のリグの同軸ケーブルをはずし、使用することを厳禁する。
- (4) 無線室内で喫煙、食事および軽食（パンや菓子類）をすることは禁止する。
喫煙は室外で行い、自己の吸殻入れを持参し吸殻は必ず持ち帰ること。
食事は自販機のある別棟で行うこと。
飲み物（お茶、コーヒ等）は可とするが、こぼした場合は拭き取ること。

第九条：『運用規則』および『運用規則補則』の制定と発効について

本運用規則、および運用規則補足は 2007 年 11 月 23 日役員会で審議に基づき制定しました。

本運用規則および運用規則補足は 2007 年 11 月 30 日より発効します。

第十条：『運用規則』および『運用規則補則』の改廃について

本運用規則および運用規則補足の改廃は役員会の審議に基づき行う。

第十一条：改定記録：